



化学肥料低減定着対策のごあんない

～化学肥料の低減を進める『地域の取組』を支援します～

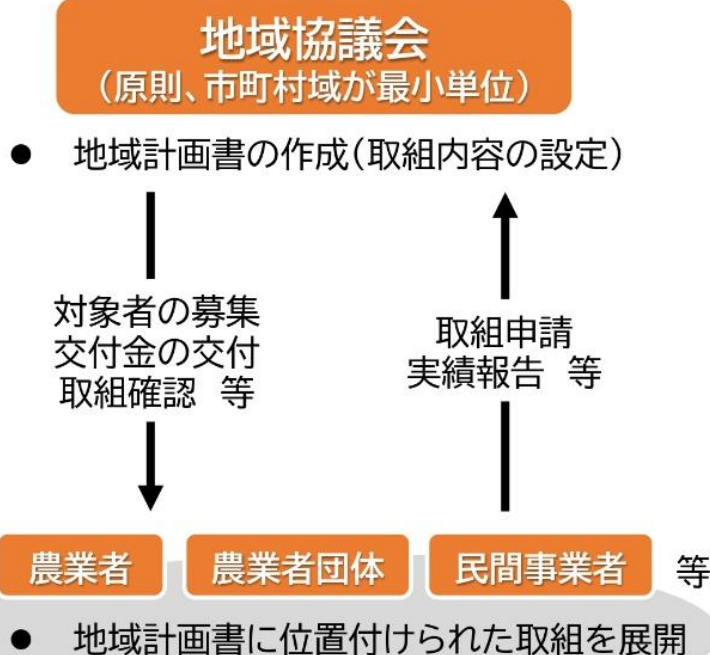


肥料価格高騰対策事業の一環として、農家の皆様の「化学肥料の2割低減に向けた取組」の定着に向けた『地域の取組』を支援する追加対策を実施します。

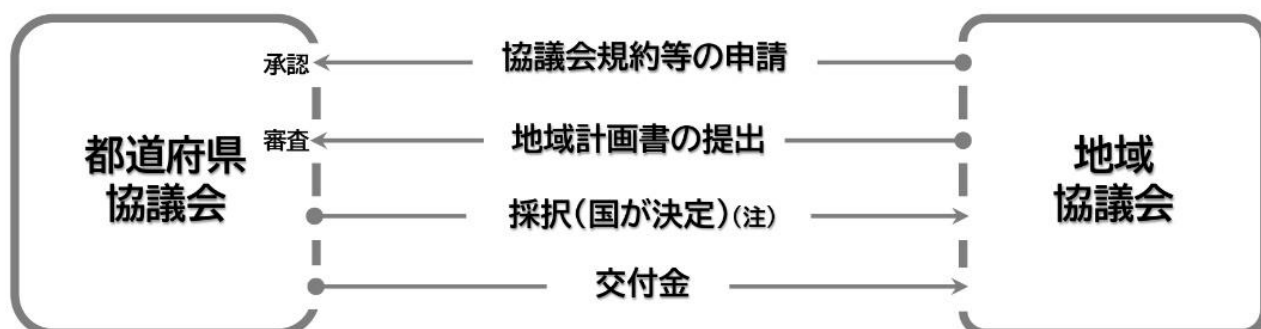
支援のポイント

- ✓ 化学肥料の低減を進める『地域の取組』に対して交付金を交付します。
- ✓ 『地域の取組』(取組内容、対象者等)は、**地域協議会**が地域の状況に応じて設定します。
- ✓ 採択された地域協議会には、取組に必要な掛かり増し経費の1/2を交付(上限500万円^(注))します。

(注)地域協議会の事務費を含みます。



事業実施までの主な手続



(注)地域計画書に記載された取組面積が大きく、取組面積当たりの平均取組単価が低い計画書を優先的に採択します。

「地域計画書」について

地域協議会には、化学肥料低減定着対策事業の実施に当たり、**地域の状況に応じて実施する取組内容等を定めた「地域計画書」を次のとおり作成しました。**

「地域計画書」

1. 堆肥等の利用拡大

堆肥等の散布を行う事業者が同一の地域において複数の農業者を相手方に堆肥の散布契約を締結するか、地域の農業者の組織する団体が、堆肥等散布事業者と堆肥等の散布契約をした場合、契約料金の一部を支援する。

✓【要件】

- ・堆肥:対象肥料は、肥料法に基づく特殊肥料のうち、国内で発生する動植物を原料とする肥料又は国内で発生する動植物質を原料とするもの。
- ・汚泥肥料:肥料法に基づく普通肥料の汚泥肥料
- ・その他:動植物質を原料とする肥料又は国内で発生する化学肥料代替となる肥料(肥料法に基づく肥料)

※本年6月1日以降令和6年3月31日までに堆肥等の散布を行うものに限る。

✓【交付対象者】

- ・農業者と契約した堆肥等散布事業者(JAえちご上越等)
(通常の散布単価から助成金額を値引きした単価とします。)

✓【交付単価】

- ・3,700円/t程度(希望状況により単価は変動します。)

✓【留意事項】

- ①契約内容は、堆肥運搬と堆肥散布を合わせて契約する。
- ②契約単価は助成金相当額を差し引いた単価とする。

「地域計画書」

2.及び3.国内資源活用肥料の利用拡大支援

農業者が以下の要件を満たす肥料や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料(以下「対象肥料」という。)を購入した場合、その購入量に応じて、購入額の一部を支援する。

あるいは、肥料の販売を行う事業者が対象肥料を地域の農業者に販売した場合、その販売量に応じて、販売額の一部を支援する。

✓【要件】

- ・対象肥料は、ペレットなどの粒状に形成されているもの（ブロードキャスターで散布が可能なもの）に限る。
- ・対象肥料は、令和6年1月末日までに売買契約を締結した又は締結することが確実なものであって、令和6年3月末日までに納品するものに限る。
- ・交付対象者が対象肥料の販売を行う事業者の場合の交付の条件は、別途、定めがあります。

※本年6月1日以降令和6年3月31日までに購入した対象肥料が対象です。

✓【交付対象者】

- ・対象肥料を購入する農業者
- ・対象肥料の販売を行う事業者(販売単価から助成金額を値引きした単価とします。)

✓【交付単価】

- ・200円/20kg程度(希望状況により単価は変動します。)

✓【留意事項】

- ・交付対象者が対象肥料の販売を行う事業者の場合は、対象肥料の販売価格及び農業者の負担額の適性が確認できること。

「地域計画書」

4.低成分肥料の利用拡大支援

農業者が以下の要件を満たす肥料を購入した場合、その購入量に応じて、購入額の一部を支援する。

あるいは、肥料の販売を行う事業者が対象肥料を地域の農業者に販売した場合、その販売量に応じて、販売額の一部を支援する。

✓【要件】

- ・対象肥料は、NPKの各成分値のいずれか一つ又は複数の合計値が、地域における慣行肥料と比べて明らかに低い(少なくとも5ポイント程度低い)肥料銘柄であること。(県認証又はJAえちご上越の5割低減に取り組む肥料)
(例えば:越後の輝き有機50元肥エコ(朝日)、越後の輝き有機50スーパー元肥)
- ・対象肥料は、令和6年1月末日までに売買契約を締結した又は締結することが確実なものであって、令和6年3月末日までに納品するものに限る。
- ・交付対象者が対象肥料の販売を行う事業者の場合の交付の条件は、別途、定めがあります。

※本年6月1日以降令和6年3月31日までに購入した対象肥料が対象です。

✓【交付対象者】

- ・対象肥料を購入する農業者
- ・対象肥料の販売を行う事業者
(販売単価から助成金額を値引きした単価とします。)

✓【交付単価】

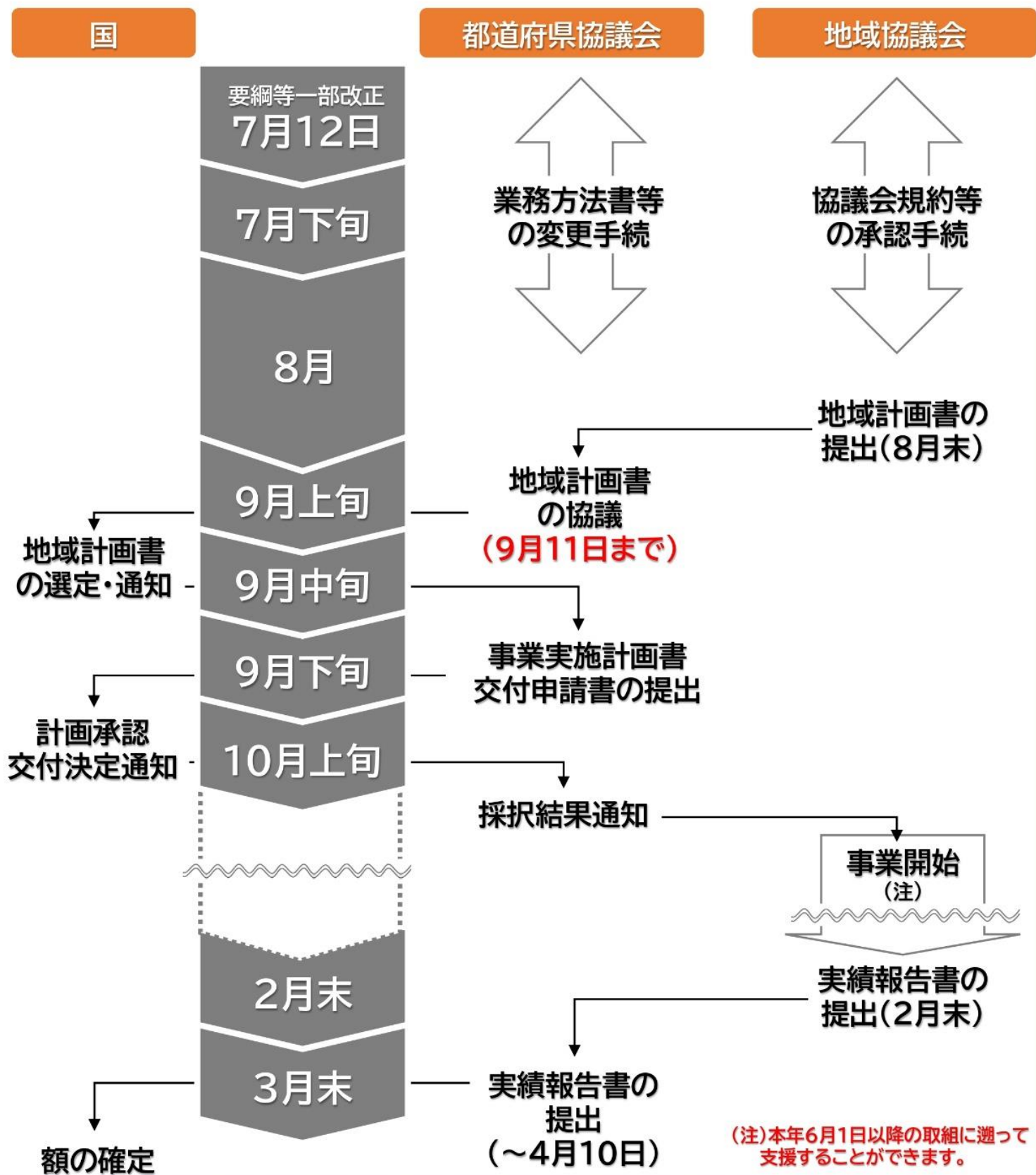
- ・100円/20kg程度(希望状況により単価は変動します。)

✓【留意事項】

- ・交付対象者が対象肥料の販売を行う事業者の場合は、対象肥料の販売価格及び農業者の負担額の適性が確認できること。

スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。



問い合わせ先

上越市農業再生協議会事務局 TEL:025-521-0030

JAえちご上越農業協同組合
営農部 農業対策課 TEL:025-527-2050



肥料価格高騰対策事業

